

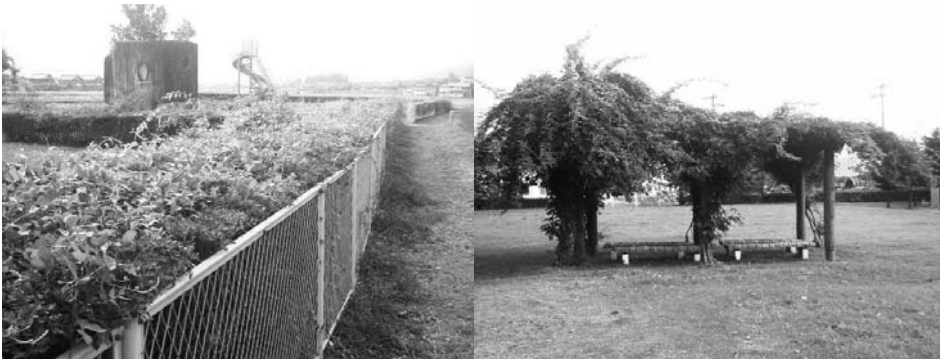
民生文教委員会

付託案件

- ◎平成20年度一般会計決算及び特別会計決算3件
- ◎平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算3件
- ◎国民健康保険条例の一部改正

主な審査の内容

- Q** 国民健康保険条例の条文で「被保険者であった者」との、表現は適切か。
- A** 出産時が該当するかしなにかの基準ではあるが、期間限定の経過措置であり資格喪失後に申請がなされた場合この表現となる。
- Q** 池田公園について雑草が生える等適切に管理されていない箇所がある。
- A** 指摘の箇所について、早急に対応したい。



管理不足の植栽（池田公園）

- Q** 保育園の定員はどのように設定されているか。

- A** 平成21年度より厚生労働省の設定基準が見直され30人刻みのものが10人刻みとなった。年度初めに入所対象者等を検討し承諾を得て決定している。

- Q** 生ゴミ減についての見解は。

- A** 過去にその都度有効と思われる方法を推進し徐々に成果は上がっているが、今後もより有効な方法を模索し減量につとめたい。袋代については今のところ改正する時期ではないと考えている。

- Q** 火災警報器設置業務について、その内訳は。

- A** 75歳以上の高齢者世帯を対象に今回は100台分を取り付け料を含め予算化した。施工方法等については実施段階でよく検討して取り組みたい。
- Q** 夏休みラジオ体操奨励賞の内訳は。
- A** 各支部長から自主申告してもらい、記念品として全員に文房具を配布す

る。

- Q** 池田中学校通学路防犯灯新設工事の内容は。

- A** 藤代・草深地内に全部で8基を設置する。河川協議が必要な箇所については、速やかに手続を進め施工していきたい。

設置して安心 住宅用火災警報器

消防法及び市町村条例により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられます。
 (設置及び維持基準については、市町村条例で定められます。)

- 新築住宅…平成18年6月1日から施行されます。
- 既存住宅…市町村条例により施行時期が定められます。

住宅防火対策推進協議会・財団法人 日本消防設備安全センター
 空くしの収益金は、身延町づくりに使われています。
 このポスターは(財)消防設備安全センター広報宣伝事業として制作されたものです。



ボカシによる土づくり